

産業ニュース作成業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

「西東京市第2次産業振興マスタープラン」のなかで、西東京市ブランドの積極的な情報発信の推進を図ることを掲げており、市内外への事業者情報発信の施策として市内事業者を積極的にPRする「産業ニュース」の発行を位置付けていることから、作成業務を委託する事業者を選定することを目的とする。

第2 選定方式・募集事業者数

実施事業者の選定は、プロポーザル方式による選定を行う。

「産業ニュース作成業務委託事業者選定委員会」において、書類選考による一次審査、企画提案競技による二次審査を行い、一次審査、二次審査の評価点の合計により1事業者を決定する。

第3 委託の概要

(1) 件名

産業ニュース作成業務委託

(2) 委託内容

詳細は、「産業ニュース作成業務委託仕様書（案）」のとおり。

(3) 委託料上限額（令和8年度）

1,628,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4) 委託期間

最長3年間

第4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 西東京市の契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 本事業において、公序良俗に反する事業又は特定の個人、政党若しくは宗教団体の支援を行おうとする者は、本プロポーザルへの参加は認めない。

- (7) 国、東京都及び近隣地域の社会経済動向を把握し、西東京市の産業振興及び実情について関心を持ち、産業ニュース作成業務を実施する旨の意向があり、そのための手法及びスタッフ等を有している事業者とする。

第5 スケジュール

公募開始（公表）	5月15日（金）
質問受付期間	5月15日（金）～22日（金）午後1時まで
質問回答	5月27日（水）
参加申込書、企画提案書等提出締切 （郵送、持参）	6月3日（水） 午後1時まで
一次審査（書類選考）	6月5日（金）
一次審査結果通知	6月10日（水）
二次審査（プレゼンテーション） ※一次審査により選考された者のみ	6月26日（金）
二次審査結果通知	6月30日（火）
契約予定日	7月上旬頃

（※スケジュールについては、変更する可能性あり）

第6 質問及び回答

本要領等に関して質問がある場合は、次により行うこと。

- (1) 質問方法：質問書（様式不問）に質問事項を記入し、第13事務局担当宛（以下「事務局」という。）に電子メールで送付すること。
- (2) 受付期間：5月15日（金）～5月22日（金）午後1時まで
- (3) 回答方法：取りまとめのうえ5月27日（水）に電子メールにて回答する。

第7 参加申込

本公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を事務局まで提出すること。

- (1) 提出方法：事務局へ郵送または持参により提出
- (2) 提出期限：6月3日（水）午後1時まで
- (3) 提出書類：

ア（様式1）	産業ニュース作成業務委託プロポーザル参加申込書	1部
イ（様式2）	事業者概要	1部
ウ（様式3）	関連事業実施実績	1部
エ（様式4）	企画提案書提出書（兼誓約書）	1部
オ（様式5）	担当者経歴表	1部
カ（様式任意）	見積書	1部
キ（様式任意）	企画提案書	7部

第8 企画提案書の提案内容・作成概要

(1) 提案内容

第3(2)の「産業ニュース作成業務委託仕様書(案)」の内容を踏まえ、次の①～③の必須項目を記載した企画提案書を作成すること。

必須記載項目以外の内容の記載は、自由とする。

【必須記載項目】

- ① 産業ニュースを作成するにあたり、事業者が持つノウハウと当該作成業務に係る全体的なコンセプトやビジョンについて
- ② 市内事業者支援の視点を踏まえた取材手法等、実施方法について
- ③ 実施体制・実務に携わる担当者の経歴及び経験、PRポイント
(担当者経歴は、別添の様式をご使用のうえ、PRポイントは任意に作成してください。)

(2) 作成概要

ア 企画提案書7部のうち、1部は表紙に事業者名を記載し、6部は無記名とする。

イ 表題は「産業ニュース作成業務 企画提案書」とする。

ウ A4版で両面印刷により作成し、表紙を含めて20ページ以内とする。

エ 文中の文字サイズ・色は指定しない。

オ 文中に事業者名またはそれを推測することができる用語は使用しない。

カ 言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時間等とする。

第9 審査方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出された関連事業実施実績等により、次のとおり書類審査を実施する。

ア 実施日：6月5日(金)

イ 審査方法：一次審査の評価は、別添の評価基準(書類評価基準)に基づき実施し、参加申込が4者以上あった場合には、上位3者を選定する。なお、参加申込が3者以内の場合は、全者二次審査まで実施する。

ウ 結果通知：6月10日(水)に連絡担当者宛に電子メールにて通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査で選定された事業者には、提出した企画提案書について、次のとおりプレゼンテーションの機会を設ける。

ア 実施日：6月26日(金)(※実施時間及び場所の詳細は別途通知する。)

イ 審査方法：二次審査の評価は、別添の評価基準(プレゼンテーション評価基準)に基づき実施し、一次審査及び二次審査の合計点が最も高い事業者を契約候補事

業者とする。なお、参加申込が1者の場合でも審査を実施し、審査の合計点が満点の6割に満たない場合は、事業を実施する候補事業者の選定は行わない。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、質疑の時間を別に10分程度設ける。

提出した企画提案書のみを用いることとし、プロジェクター等の機器類の使用は認めない。

提案内容の説明及び質疑応答は、本事業における主たる担当者が行うこととし、出席者の数は、補足の説明・質疑応答等を行う者を含め最大3名までとする。

ウ 結果通知：6月30日（火）に連絡担当者宛に電子メールで通知する。

第10 決定手続き

- (1) 本公募型プロポーザルは、産業ニュース作成業務委託の契約候補事業者の選定を目的として行うものであり、契約にあたっては、提案内容に基づき、候補事業者と市の協議・調整により契約内容を決定する。
- (2) 候補事業者との協議・調整の過程で、本業務の実施が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、候補事業者の選定を取り消すこととする。
- (3) 契約に関する手続きについては、西東京市契約事務規則に基づくものとする。

第11 失格事項

次のいずれかに該当する際は無効とする。

- (1) 本要領で定める手続、方法等を遵守していない場合
- (2) 提出書類及び提案内容に虚偽の内容がある場合
- (3) 不正行為が行なわれたと認められる場合

第12 その他

- (1) 本公募型プロポーザル参加に関する費用について、西東京市は負担しない。
- (2) 提出された書類は審査等において必要な場合、複写することがある。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。

第13 事務局

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号（田無第二庁舎）

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課 担当：砂原・根岸・菊山

電話：042-420-2819 E-mail：sangyou@city.nishitokyo.lg.jp

（※メールを送信する際は、件名の最初に、【産業ニュース・事業者公募】と記載してください。）